

六ヶ所村 国民保護計画

令和5年2月

六ヶ所村

目 次

第1編 総 論

第1章	村の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	村の責務及び村国民保護計画の位置づけ	1
2	村国民保護計画の構成	2
3	村国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	国民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	国民の協力	3
6	要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮	4
8	国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保	4
9	外国人への国民保護措置の適用	4
10	本村の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に係る特別な配慮	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	6
2	関係機関の連絡先、連絡方法等	6
第4章	村の地理的・社会的特徴	7
1	位置	7
2	地形	8
3	気候	9
4	人口分布	10
5	道路の位置等	11
6	鉄道、空港、港湾の位置等	12
7	自衛隊施設等	13
8	石油コンビナート特別防災区域の指定状況	13
9	原子燃料サイクル施設等及び原子力発電所の立地状況	13
第5章	村国民保護計画が対象とする事態	14
1	武力攻撃事態	14
2	緊急処理事態	18

第2編 平素からの備えや予防

第1章	組織・体制の整備等	19
第1	村等における組織・体制の整備	19
1	村の各課室における平素の業務等	19
2	村職員の参集基準等	22
3	消防機関の体制	24
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	24
第2	関係機関との連携体制の整備	26
1	基本的考え方	26
2	県との連携	26
3	近接市町村との連携	27
4	指定公共機関等との連携	27
5	ボランティア団体等に対する支援	28
第3	通信の確保	29
1	非常通信体制の整備	29
2	非常通信体制の確保	29
第4	情報収集・提供等の体制整備	31
1	基本的考え方	31
2	警報等の伝達に必要な準備	31
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	32
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	34
第5	研修及び訓練	36
1	研修	36
2	訓練	36
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する 平素からの備え	38
1	避難に関する基本的事項	38
2	避難実施要領のパターンの作成	40
3	救援に関する基本的事項	40
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	40
5	避難施設の指定への協力	41
6	生活関連等施設の把握等	41
第3章	物資及び資材の備蓄・整備	44
1	村における備蓄	44
2	村が管理する施設及び設備の整備及び点検等	45
第4章	国民保護に関する啓発	46
1	国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発	46
2	武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発	46

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	47
1	事態認定前における村緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	47
2	対策本部への移行に要する調整	49
3	武力攻撃等又は緊急対処事態における攻撃の兆候に関する連絡があった場合の対応	50
第2章	村対策本部の設置等	51
1	村対策本部の設置	51
2	村対策本部の組織構成及び機能	52
3	村対策本部長の権限	60
4	村対策本部の廃止	61
5	通信の確保	61
第3章	関係機関相互の連携	62
1	国・県の対策本部との連携	62
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	62
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	63
4	他の市町村長等に対する応援の要求・事務の委託	63
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	64
6	村の行う応援等	64
7	ボランティア団体等に対する支援等	64
8	住民への協力要請	65
第4章	警報及び避難の指示等	66
第1	警報の伝達等	66
1	警報の内容の伝達等	66
2	警報の内容の伝達方法	67
3	緊急通報の伝達及び通知	68
第2	避難住民の誘導等	69
1	避難の指示の通知・伝達	69
2	避難実施要領の策定	70
3	避難住民の誘導	73
4	事態の類型等に応じた留意事項	76
第5章	救援	80
1	救援の実施	80
2	関係機関との連携	80
3	救援の内容	81

第6章	安否情報の収集・提供	88
1	安否情報の収集	88
2	県に対する報告	89
3	安否情報の照会に対する回答	89
4	日本赤十字社に対する協力	90
第7章	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処	91
第1	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処	91
1	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処の基本的考え方	91
2	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候の通報	91
第2	応急措置等	92
1	退避の指示	92
2	警戒区域の設定	93
3	応急公用負担等	94
4	消防に関する措置等	94
第3	生活関連等施設における災害への対処等	97
1	生活関連等施設の安全確保	97
2	危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防止及び防除	97
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生防止	98
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	99
1	武力攻撃原子力災害への対処	99
2	NBC攻撃による災害への対処	101
第8章	被災情報の収集及び報告	104
1	被災情報の収集及び報告	104
第9章	保健衛生の確保その他の措置	105
1	保健衛生の確保	105
2	廃棄物の処理	106
第10章	国民生活の安定に関する措置	107
1	生活関連物資等の価格安定	107
2	避難住民等の生活安定等	107
3	生活基盤等の確保	107
第11章	特殊標章等の交付及び管理	108

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	110
1	基本的考え方	110
2	公共的施設の応急の復旧	110
第2章	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧	111
第3章	国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁等	112
1	国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁、国への負担金の請求	112
2	損失補償及び損害補償	112
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	112

資料編

第1編 総論

第1章 村の責務、計画の位置づけ、構成等

村は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置又は緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、村の責務を明らかにするとともに、村の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 村の責務及び村国民保護計画の位置づけ

(1) 村の責務

村（村長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）又は緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び青森県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、六ヶ所村国民保護計画（以下「村国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）又は緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、村の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する。

なお、上記における用語の意義は次のとおりである。

武力攻撃事態：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態である。

武力攻撃予測事態：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態である。

緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要なものである。

(2) 村国民保護計画の位置づけ

村は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、村国民保護計画を作成する。

(3) 村国民保護計画に定める事項

村国民保護計画において定める事項は、以下のとおりとする。

- ① 村の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 村が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 村の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置に関し村長が必要と認める事項

2 村国民保護計画の構成

村国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処
- 第4編 復旧等
- 資料編

3 村国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 村国民保護計画の見直し

村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

村国民保護計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 村国民保護計画の変更手続

村国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、村国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、村国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

村は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態においては、国民に対し、武力攻撃等又は緊急処理事態における攻撃等の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を、適時に、かつ、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

村は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

村は、国民保護法の規定により国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者の保護について留意する。

また、村は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

村は、日本赤十字社が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等又は緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置又は緊急対処保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 外国人への国民保護措置の適用

村は、国民の権利及び業務に関する規定が、その性質上、外国人に適用できないものを除き、村内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

10 本村の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に係る特別な配慮

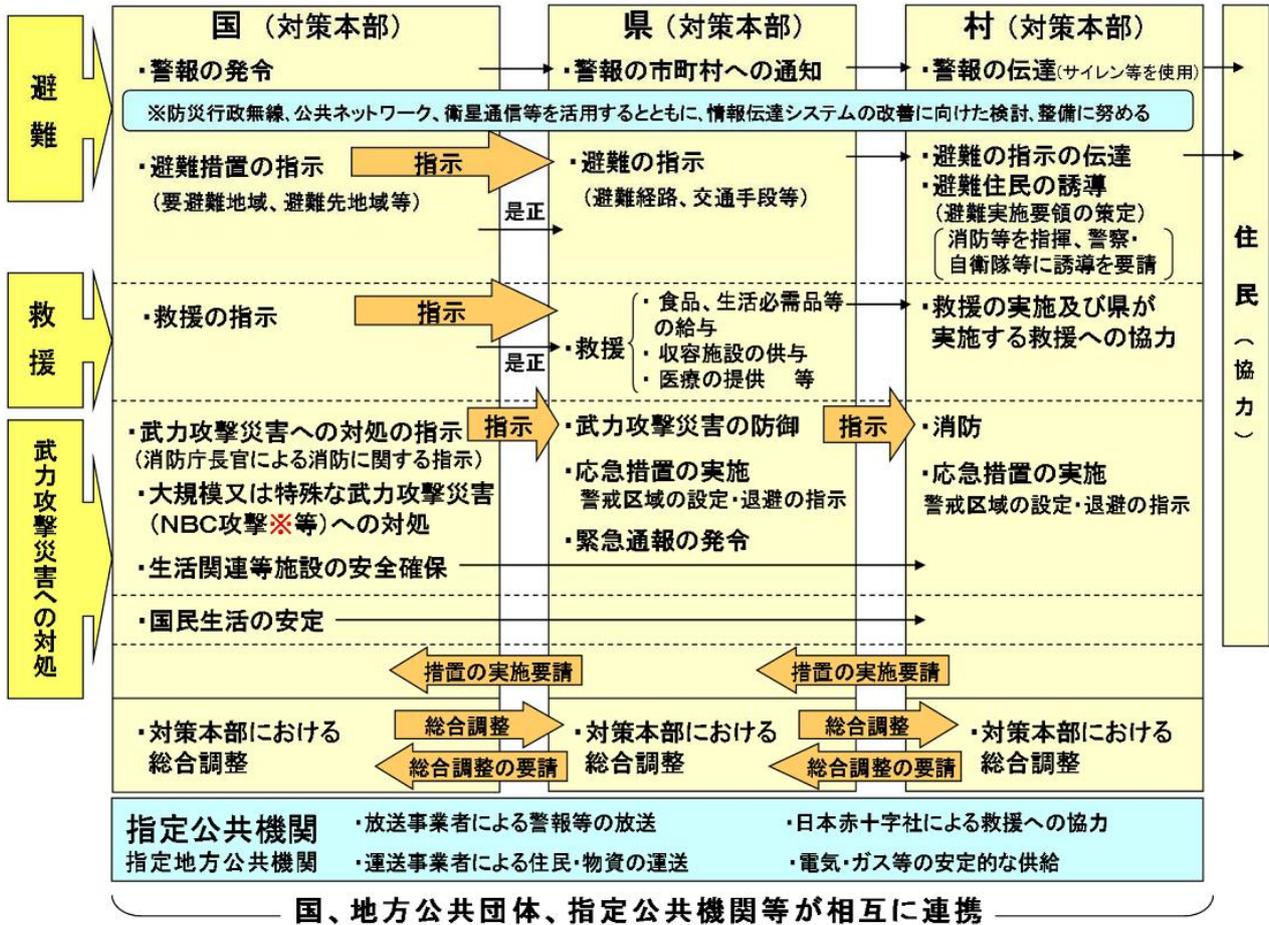
村は、次に掲げる本村の地理的及び社会的特性を踏まえつつ、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から必要な体制の整備に努める。

- (1) 積雪寒冷地であること
- (2) 原子燃料サイクル施設等が立地していること
- (3) 石油コンビナート施設等が立地していること
- (4) 本村の隣接村に原子力発電所が立地していること
- (5) 六ヶ所対空射場及び三沢対地射爆撃場などの各自衛隊施設及び在日米軍施設が配置されていること

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における村の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民保護措置又は緊急対処保護措置の仕組み



※ NBC攻撃とは、核兵器 (nuclear weapons)、生物兵器 (biological weapons) または化学兵器 (chemical weapons) による攻撃をいう。

1 関係機関の事務又は業務の大綱

【六ヶ所村】

名称	事務又は業務の大綱
村	<ol style="list-style-type: none"> 1 村国民保護計画の作成 2 村国民保護協議会の設置、運営 3 村国民保護対策本部及び村緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【北部上北広域事務組合消防本部】

名称	事務又は業務の大綱
北部上北 広域事務 組合 消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 村国民保護計画の作成への協力 2 村国民保護協議会への参加 3 村国民保護対策本部及び村緊急対処事態対策本部への参加 4 村等の実施する訓練への協力及び参加 5 村の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施 6 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 7 被災情報の収集、安否情報の収集その他の措置の実施

2 関係機関の連絡先、連絡方法等

村、県、指定行政機関及び指定地方行政機関、関係市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、自治会並びに自主防災組織その他の関係機関の連絡先、連絡方法等については、資料編に記載する。

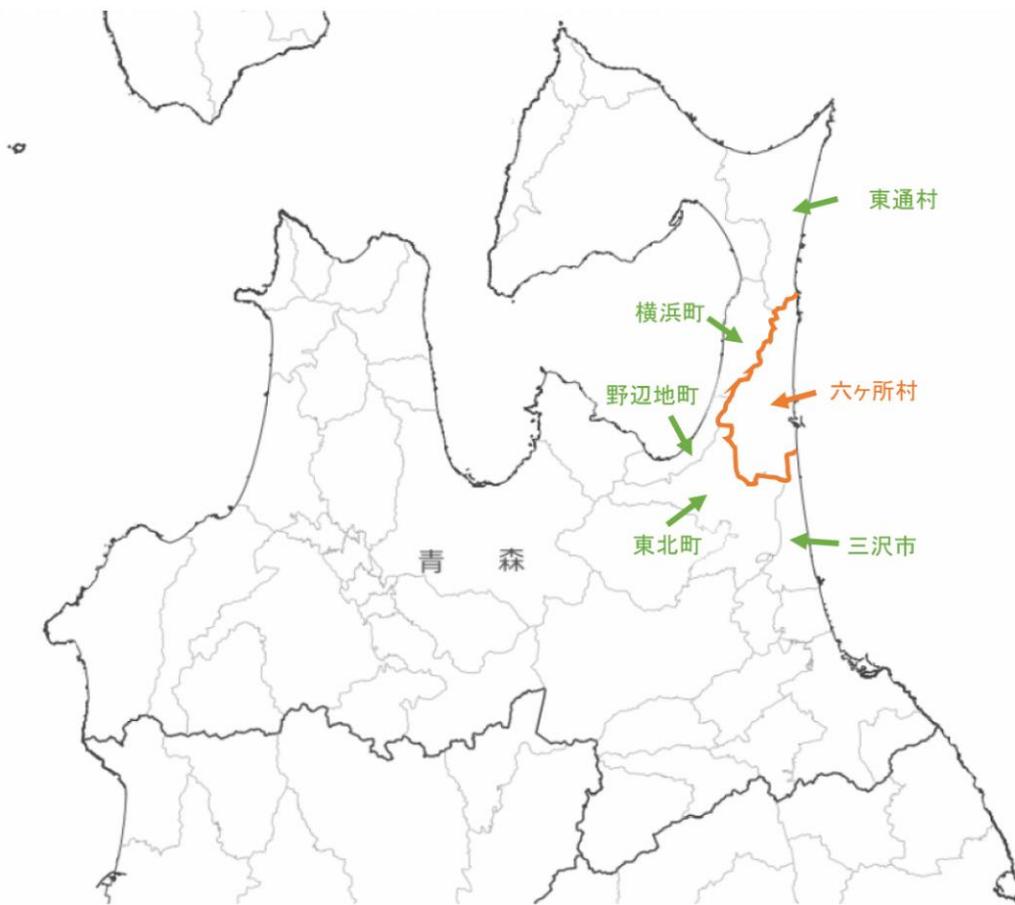
第4章 村の地理的・社会的特徴

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり考慮しておくべき村の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置

村は、青森県下北半島の付け根に位置し、南北3.3km、東西1.4kmと細長い村である。

東経は東端141°24′ 西端141°14′、北緯は南端が40°50′ 北端が41°08′で東は太平洋に臨み、西は山地及び丘陵地を隔て横浜町、野辺地町に隣接し、南は小川原湖を境に三沢市、東北町と相対し、北は東通村と接している。



(地理院タイルを加工して作成)

2 地形

村は、東を太平洋に臨み、北西部を棚沢山脈（吹越烏帽子 557.8m）が南北に走り、横浜町、東通村と境をなし、西部は比較的平坦な原野・耕地森林帯を経て、横浜町、野辺地町の一部に接し、むつ湾と烏帽子岳を望める。

南部は、小川原湖を境とし、三沢市、東北町と相対し、総面積は 252.68 km²の広さを有している。

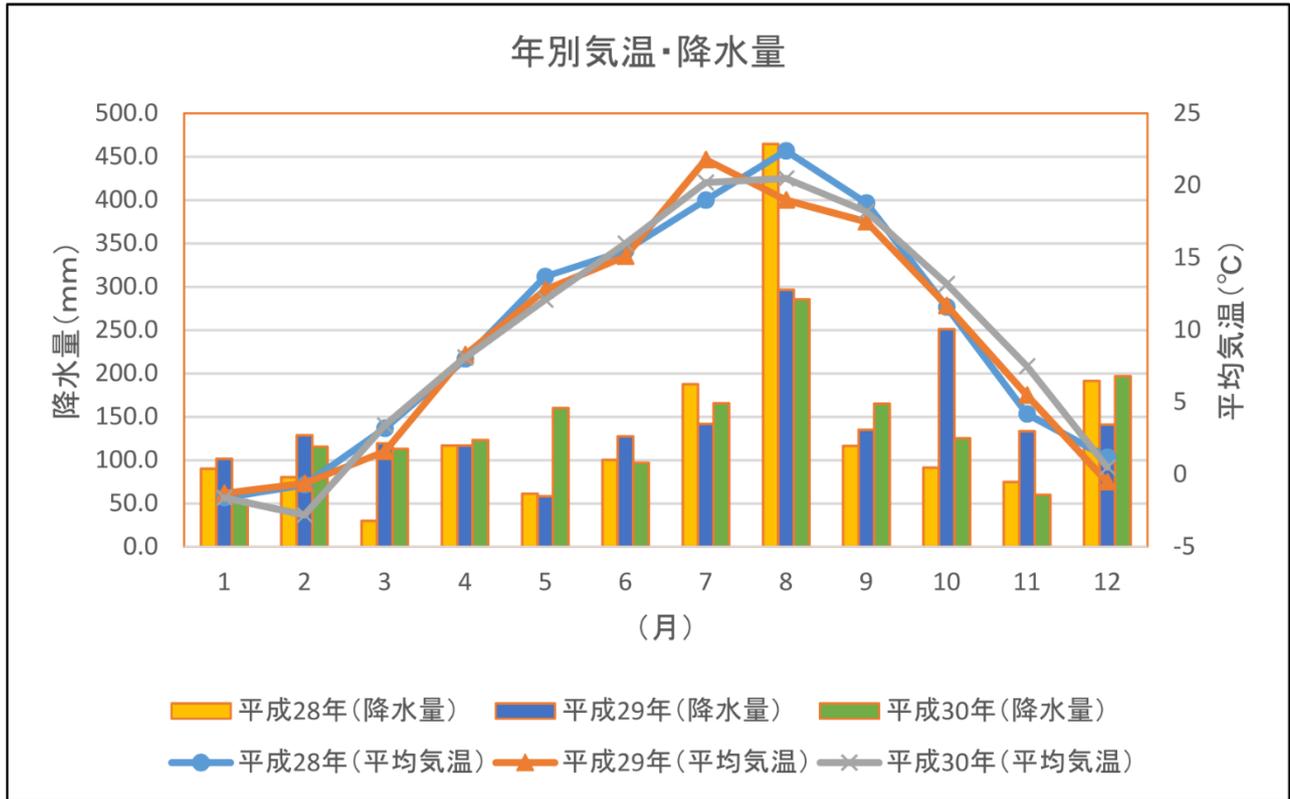


(地理院タイルを加工して作成)

3 気候

村の気候は、春から夏にかけて偏東風（通称やませ）による濃霧の発生が多く、県内の日本海沿岸地方に比較して晴天日が少なく、台風時期には洪水の発生もあり、農作物に多大な被害を被ることがある。

また、冬期は、季節風を強く受け、寒気が厳しく積雪地帯となっている。



4 人口分布

令和5年1月1日現在の村の人口は9,886人であり、村内の北部に位置する泊地区（約2,740人）、中央部に位置する尾駁地区（約3,190人）、南部に位置する平沼地区（約670人）、倉内地区（約690人）、千歳・千歳平地区（約1,370人）に約9割が集中している。



5 道路の位置等

村の道路は、北海道函館市及びおいらせ町を結ぶ国道338号が海岸線を南北に延び、村南部（平沼地区）と七戸町を結ぶ国道394号と、村北部（泊地区）と横浜町を結ぶ県道泊陸奥横浜停車場線、村中央部（尾駮地区）の県道尾駮有戸停車場線、村南部（平沼地区）と野辺地町を結ぶ県道野辺地六ヶ所線が東西に延びている。

なお、県道泊陸奥横浜停車場線の山間部区間は、未舗装で狭隘かつ急勾配が続いているため、普通車のすれ違いが困難であり、冬期は全面閉鎖になっている。

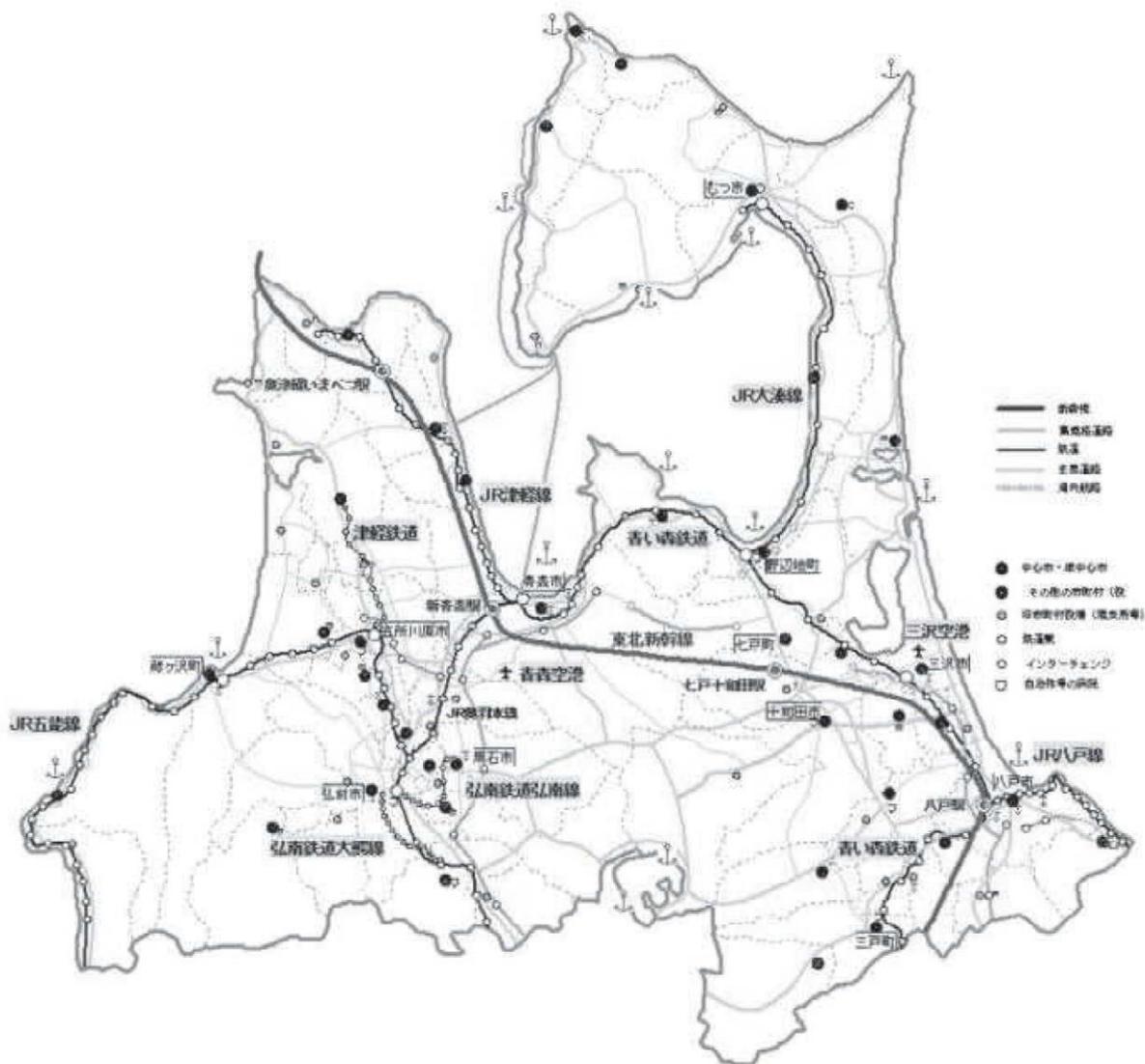


6 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、東京から新青森駅を結ぶ東北新幹線が走っており、新幹線での最寄駅は七戸十和田駅となっている。また、東北新幹線の停車駅である八戸駅からは、在来線の青い森鉄道で最寄りとなる三沢駅及び野辺地駅まで接続されている。

空港は、最寄に三沢空港があり、札幌、東京、大阪の各都市と結ばれている。

また、港湾は、県が管理するむつ小川原港が村中央部に位置し、岸壁は、水深4～7.5m、延長65～630m、最大で5,000トンクラスの船舶が寄港可能となっている。



(青森県国民保護計画(令和3年度改正)より引用して掲載)

7 自衛隊施設等

自衛隊施設は、陸上自衛隊六ヶ所対空射場が本村泊地区に所在する。また陸上自衛隊六ヶ所対空射場管理隊廠舎が本村石川地区に所在する。

また、米軍の施設及び区域は、三沢対地射爆撃場が、本村平沼地区及び隣接する三沢市にかけて所在する。

8 石油コンビナート特別防災区域の指定状況

石油コンビナート等災害防止法に基づき、当村のむつ小川原地区が石油コンビナート特別防災区域に指定されている。

9 原子燃料サイクル施設等及び原子力発電所の立地状況

当村に日本原燃(株)のウラン濃縮施設、再処理施設、低レベル放射性廃棄物埋設施設、高レベル放射性廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設の原子燃料サイクル施設等が立地しているほか、隣接する東通村に東北電力(株)の東通原子力発電所が立地している。

なお、当村及び東通村に立地している原子力施設は次のとおりである。

施設区分		施設名
原子燃料サイクル施設	ウラン濃縮施設	日本原燃(株) ウラン濃縮工場
	再処理施設	日本原燃(株) 再処理工場
	低レベル放射性廃棄物埋設施設	日本原燃(株) 低レベル放射性廃棄物埋設センター
	高レベル放射性廃棄物管理施設	日本原燃(株) 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター
	MOX燃料加工施設	日本原燃(株) MOX燃料工場
使用施設	(公財)核物質管理センター 六ヶ所保障措置分析所	
原子力発電所	東北電力(株) 東通原子力発電所	

第5章 村国民保護計画が対象とする事態

村国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

村国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 武力攻撃事態の類型

基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

これらの4類型の特徴及び留意点は、基本指針において次のとおり示されている。

① 着上陸侵攻

特 徴	<ul style="list-style-type: none">○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。 なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
留意点	<ul style="list-style-type: none">○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、村（消防機関を含む。）と県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

③ 弾道ミサイル攻撃

<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

④ 航空攻撃

<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(2) NBC攻撃の場合の対応

特殊な対応が必要であるNBC攻撃の場合の対応等については、基本指針において次のとおり示されている。

種別	想定
1 核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ○ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に実行

	<p>、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ○ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。
<p>2 生物兵器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ○ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。
<p>3 化学兵器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

村国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ・原子力事業所等の破壊
 - ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ・危険物積載船への攻撃
 - ・ダム等の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
 - ・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・ダーティボム等の爆発による放射線の拡散
 - ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 村等における組織・体制の整備

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、村各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 村の各課室における平素の業務等

(1) 村の組織・体制の整備

村の各課室等は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から下表に掲げる事務分担に基づき、体制の整備を行うものとする。

所管部名	事務分担
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 村民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 3 防災行政用無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関する事 4 災害の取材（写真を含む）に関する事 5 職員の非常招集及び配置に関する事 6 諸団体への協力要請及びその動員に関する事 7 資機材（発電機・暖房器具等）の確保に関する事 8 ボランティアの受け入れに関する事 9 総務課の所管する施設の復旧に関する事 10 その他総務課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 財政課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 車両等の確保及び配車に関する事 3 燃料の調達及び確保に関する事 4 資金運営計画に関する事 5 財政課の所管する施設の復旧に関する事 6 その他財政課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 税務課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 武力攻撃災害における災害に係る税の減免に関する事 3 その他税務課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
政策推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 政策推進課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 避難住民に対する食料・日用品の確保及び避難所への輸送に関する事 3 観光施設等の安全対策に関する事 4 観光客に対する避難情報の提供等に関する事 5 被災者への就労のあっせんに関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 6 政策推進課の所管する施設の復旧に関する事 7 外国人に対する情報提供等の支援に関する事 8 その他政策推進課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
原子力対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 村国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部に関する事 2 村国民保護協議会の運営に関する事 3 国民保護に関する組織の整備に関する事 4 国民保護措置又は緊急対策保護措置についての訓練に関する事 5 国民保護に関する啓発に関する事 6 自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）要請の求めに関する事 7 被災情報・安否情報の総括整理に関する事 8 職員の派遣の要請及びあっせんの手続に関する事 9 特殊標章等の交付等に関する事 10 避難実施要領の策定に関する事 11 物資及び資材の備蓄等に関する事 12 武力攻撃原子力災害又は緊急処理事態における攻撃による原子力災害に関する事 13 消防団及び自主防災組織に関する事 14 協定の締結に関する事 15 原子力対策課の所管する施設の復旧に関する事 16 その他原子力対策課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林水産課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 農林水産課の所管する施設の復旧に関する事 3 その他農林水産課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 道路交通の確保に関する事 3 交通不能箇所の調査及びその対策に関する事 4 応急仮設住宅に関する事 5 建設課の所管する施設の復旧に関する事 6 その他建設課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 避難施設の運営体制の整備に関する事 3 安否情報の収集体制の整備に関する事 4 炊き出し、その他食品の給与に関する事 5 被服、寝具その他生活必需品の給与に関する事 6 被災者の生活相談、援護等に関する事 7 救援物資の受領、保管及び配分に関する事 8 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 9 廃棄物処理に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 10 福祉課の所管する施設の復旧に関する事 11 その他福祉課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
健康課	<ul style="list-style-type: none"> 1 健康課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 医療関係機関等との連絡調整に関する事 3 負傷者の把握に関する事 4 救護所の開設に関する事 5 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 6 応急防疫等に関する事 7 死体の処理（埋火葬を除く）に関する事 8 健康課の所管する施設の復旧に関する事 9 その他健康課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
住民課	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 埋火葬の証明に関する事 3 その他住民課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> 1 子ども支援課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 乳幼児の安全対策に関する事 3 子ども支援課の所管する施設の復旧に関する事 4 その他子ども支援課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1 出納室分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 その他出納室分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 上下水道課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 断水時の広報に関する事 3 飲料水の確保に関する事 4 し尿処理に関する事 5 上下水道課の所管する施設の復旧に関する事 6 その他上下水道課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
学務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 学務課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 教職員の非常参集に関する事 3 罹災児童生徒等の調査に関する事 4 児童生徒の安全確保に関する事 5 給食の確保に関する事 6 学務課の所管する施設の復旧に関する事 7 その他学務課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 文化財の保護に関する事 3 社会教育課の所管する施設の復旧に関する事 4 その他社会教育課分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
六ヶ所村	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集に関する事

消防団	<ul style="list-style-type: none"> 2 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関すること 3 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の拡大防止に関すること 4 警報等の内容の伝達に関すること 5 村民の避難誘導等に関すること 6 その他六ヶ所村消防団分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること
-----	---

(2) 消防機関の組織・体制の整備

北部上北広域事務組合消防本部は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から次に掲げる事務分担に基づき、体制の整備を行うものとする。

機関名	事務分担
北部上北広域事務組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集に関すること 2 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関すること 3 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の拡大防止に関すること 4 警報等の内容の伝達に関すること

2 村職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

村は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等又は緊急処理事態に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

村は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、六ヶ所消防署との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに村長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 村の体制及び職員の参集基準等

村は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、村長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【村の体制及び職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	原子力対策課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、村国民保護対策本部又は村緊急対処事態対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③村国民保護対策本部又は村緊急対処事態対策本部体制	全ての村職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	村の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	村の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	村国民保護対策本部又は村緊急対処事態対策本部設置の通知がない場合	村の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		村の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	村国民保護対策本部又は村緊急対処事態対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 村幹部職員等への連絡手段の確保

村の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 村幹部職員等の参集が困難な場合の対応

村の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、村国民保護対策本部又は村緊急対処事態対策本部（以下「村対策本部」という。）の本部長（以下「村対策本部長」という。）の代替職員については、以下のとおりとし、村対策副本部長及び村対策本部員については、その代替を定めておく。

- 第1順位 副村長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長

(6) 村職員の所掌事務

村は、(3)の①から③の体制ごとに、参集した村職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、村対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

北部上北広域事務組合消防本部及び六ヶ所消防署は、村における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、村は、北部上北広域事務組合消防本部及び六ヶ所消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置又は緊急対処保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

村は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、村は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置又は緊急対処保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、村は、北部上北広域事務組合消防本部及び六ヶ所消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定があった場合には、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手続項目		担当課
損失補償 (法第 159 条 第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)	福祉課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)	福祉課
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)	原子力対策課
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・ 5 項)	原子力対策課
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・ 3 項、 80 条第 1 項、 115 条第 1 項、 123 条 第 1 項)	原子力対策課
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、 175 条)		総務課
訴訟に関する事。 (法第 6 条、 175 条)		総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

村は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、六ヶ所村文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

村は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が継続している場合及び国民保護措置又は緊急対処保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

村は、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等及び緊急処理事態における特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

村は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

村は、「避難」、「救援」等の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

村は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 村国民保護計画の県への協議

村は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置と村の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

村長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

村は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

村は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、北部上北広域事務組合消防本部と協力し、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の青森県消防相互応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

村は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

村は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

村は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、村は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

※ 関係機関との協定一覧は、資料編に掲載する。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

村は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置又は緊急対処保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び村等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置又は緊急対処保護措置に資するための活動に係る訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

村は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等又は緊急処理事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

村は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

村は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

(1) 施設・設備面

- 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の充実を図る。
- 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（緊急情報ネットワークシステム(E m - N e t)、全国瞬時警報システム(J - A L E R T)、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備・充実を図る。
- 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害時において確実に利用ができるよう、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。

(2) 運用面

- 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等

の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

- 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政用無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政用無線、広報車両等の活用を図るとともに、要配慮者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

村は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

村は、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃等の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

村は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

また、村は、警報を通知すべき関係機関については、あらかじめ村国民保護計画に定めておくものとする。

※ 関係機関連絡先は、資料編に記載。

(2) 防災行政用無線の整備

村は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政用無線の整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の整備

村は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を整備する。

(4) 県警察及び海上保安部との連携

村は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

村は、県から警報の内容の通知を受けたときに村長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、国及び県との役割分担も考慮して特定する。

(7) 民間事業者からの協力の確保

村は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

村は、避難住民及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の様式により、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要な情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会に対する回答の希望
- ⑬ 知人からの照会に対する回答の希望
- ⑭ 親族・同居者、知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することへの同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要な情報
- ⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意

（2）安否情報収集のための体制整備

村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、村における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（3）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【様式は、資料編に掲載（安否情報省令 様式第1号及び様式第2号）】

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の知事への報告に当たっては、以下の様式により行う。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分

〇〇市（町村）

1 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 六ヶ所村大字〇〇字△△番地 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

村は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

村職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等又は緊急対処事態における対処能力の向上に努める必要がある。このため、村における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 職員の研修制度の充実

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の円滑な実施を図るため、研修制度を充実するなど、人材の育成に努める。この場合において、国の職員、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、県警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等の外部の人材を講師に招く。

また、危機管理を担当する専門職員を育成するための国の研修機関における研修課程を有効に活用する。

(2) 消防団員及び自主防災組織リーダーを対象とする研修

村は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する研修を行う。

2 訓練

(1) 村における訓練の実施

村は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、北部上北広域事務組合消防本部、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等又は緊急対処事態に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 村対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び村対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置又は緊急対処保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 村は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 村は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 村は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- ⑦ 村は、本県が積雪寒冷地であることにかんがみ、避難及び救援等の措置について、冬期における実動訓練又は冬期を想定した図上訓練を実施することにより、冬期における国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう努める。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害又は緊急対応事態における災害への対応に関する 平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害又は緊急対応事態における災害への対応に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

村は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【村対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- ① 県の地図
- ② 住宅地図
- ③ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
- ④ 区域内の道路網のリスト（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市（町村）道等の道路のリスト（冬期閉鎖路線一覧を含む。））
- ⑤ 輸送力のリスト
（鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ、鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- ⑥ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- ⑦ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト。これらには、冬期において必要となる資機材を含む。）
- ⑧ 生活関連等施設等のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- ⑨ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定（特に、地図や各種のデータ等は、村対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）
- ⑩ 自治会・町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- ⑪ 消防機関のリスト（消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト）
- ⑫ 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

村は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等への配慮

村は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、村は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

村は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

村は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

村は、関係機関（教育委員会など村の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、要配慮者の避難方法、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

（1）県との調整

村は、県から救援の一部の事務を当村において行うこととされた場合や村が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、村の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における村の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

（2）基礎的資料の準備等

村は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【準備する基礎的資料】

- ① 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ② 備蓄物資、調達可能物資（暖房器具及び燃料を含む。）のリスト
- ③ 関係医療機関のデータベース
- ④ 救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）のデータベース
- ⑤ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ⑥ 墓地及び火葬場等のデータベース

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

村は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

（1）運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

村は、県が保有する当村の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送力に関する情報】

- ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

【輸送施設に関する情報】

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）

- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 漁港（漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ⑤ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）
- ⑥ ヘリポート及び場外離着陸場（所在地、面積、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

村は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

村は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

村は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

村は、村内に所在する生活関連等施設（*）について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、村は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」（平成27年4月21日付け内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付事務連絡）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

*生活関連等施設とは…

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設という。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	(原発) 危機管理局 (原発以外) エネルギー総合対策局、県土整備部
	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理局
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康福祉部

	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画政策部
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	総務部
	6号	放送用無線設備	総務省	危機管理局
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	県土整備部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	県土整備部 農林水産部

【危険物質等の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理局
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	危機管理局
	4号	高圧ガス	経済産業省	危機管理局
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	危機管理局
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	危機管理局
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	危機管理局
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	危機管理局
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	健康福祉部 農林水産部
	11号	毒性物質	経済産業省	危機管理局

(2) 村が管理する公共施設等における警戒

村は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄・整備

村が備蓄、整備する国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 村における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄・整備する。

なお、本県が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬期において必要となる資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）、収容施設における暖房器具及び燃料の備蓄・調達可能量等を把握することに留意するものとする。

(2) 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、村としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等又は緊急処理事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置又は緊急対処保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

【国民保護措置又は緊急対処保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

2 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

村は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

村は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等又は緊急処理事態において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

村は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置又は緊急対処保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

村は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

村教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、村立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等又は緊急処理事態において住民がとるべき行動等に関する啓発

村は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の兆候を発見した場合の村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、村は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき住民に対し周知するよう努める。

また、村は、県、日本赤十字社、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、村は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において被害への初動的な対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、村の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における村緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 担当課体制の構築

村は、村外における多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案の発生のおそれを把握した場合において、情報収集を行うため、原子力対策課職員による情報収集体制を速やかに構築する。

(2) 村緊急事態連絡室の設置

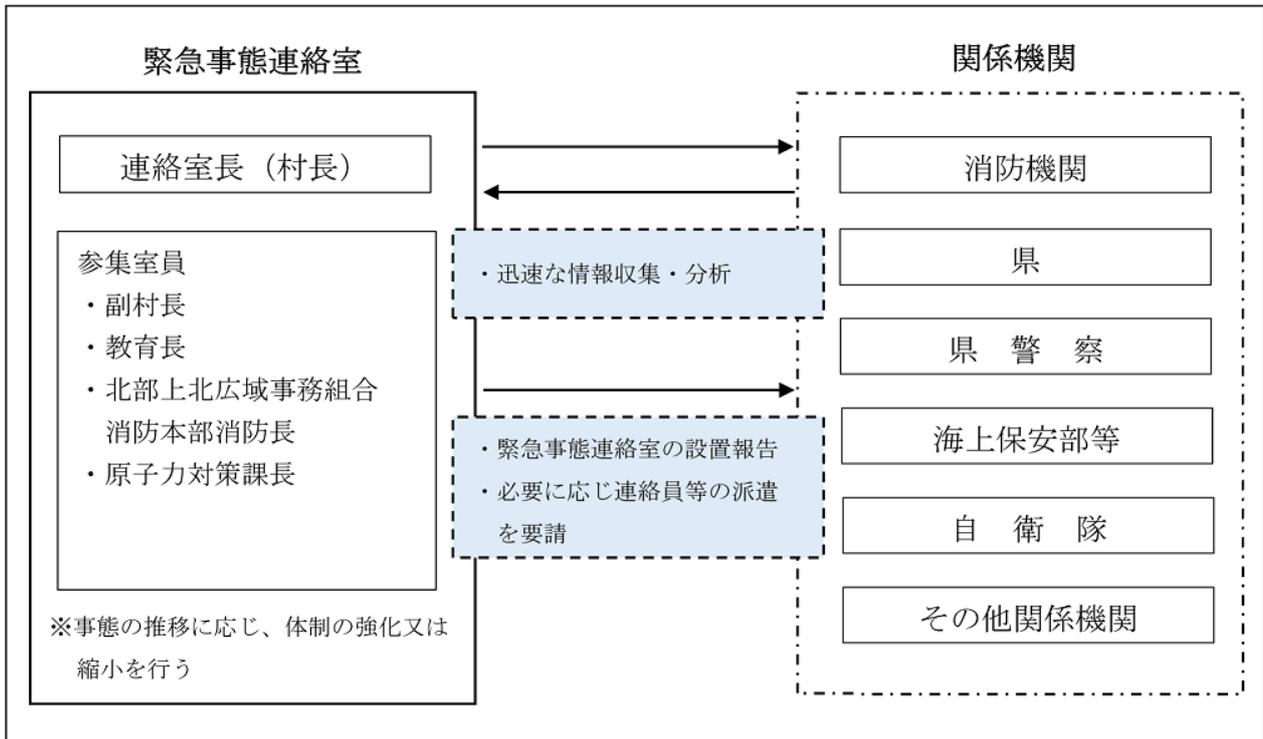
① 村緊急事態連絡室の設置

村長は、村民の生命、身体又は財産に重大な被害が発生した場合（犯行予告の覚知など、本件に対する直接的な影響が危惧される事案の発生を含む。）は、緊急事態の規模や被害の有無等を把握するため村緊急事態連絡室を設置する。

② 村緊急事態連絡室の構成

緊急事態連絡室は村長を室長とし、副村長、教育長、北部上北広域事務組合消防本部消防長及び原子力対策課長を室員とする。なお、事案の状況に応じて村長が必要と認める職員も室員とする。

※ 【村緊急事態連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、村職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を村長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

③ 村緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(3) 初動措置の確保

村は、村緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、村長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

村は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、村に対し、村対策本部の設置の指定がない場合においては、村長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

村長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

2 対策本部への移行に要する調整

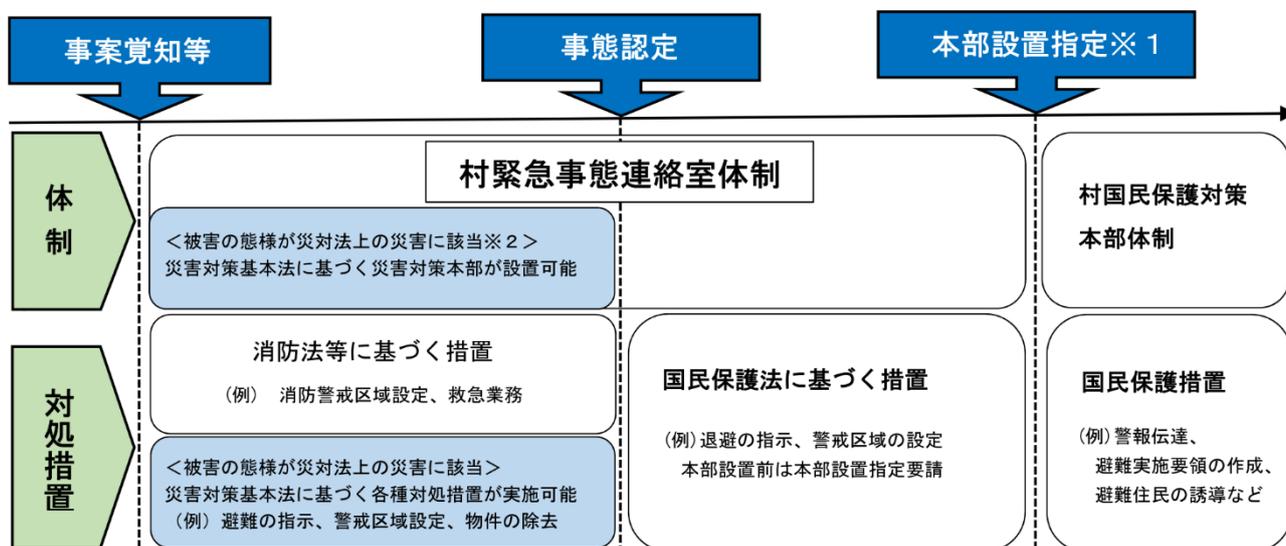
(1) 緊急事態連絡室から移行する場合の調整

緊急事態連絡室を設置した後に、村に対し、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに村対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、村緊急事態連絡室は廃止する。

(2) 村災害対策本部から移行する場合の調整

村は、村対策本部の設置に係る内閣総理大臣からの指定の通知がない場合にあつて、災害対策基本法に基づく六ヶ所村災害対策本部（以下「村災害対策本部」という。）が設置された場合において、その後、村対策本部の設置に係る指定の通知を受けたときは、直ちに村対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、村災害対策本部を廃止するものとする。

この場合において、村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

3 武力攻撃等又は緊急処理事態における攻撃の兆候に関する連絡があった場合の対応

村は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われたが当村に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、村長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、村緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、村長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当村の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 村対策本部の設置等

村対策本部を迅速に設置するため、村対策本部を設置する場合の手順や村対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 村対策本部の設置

(1) 村対策本部の設置の手順

村対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

② 村長による村対策本部の設置

指定の通知を受けた村長は、直ちに村対策本部を設置する。

なお、事前に村緊急事態連絡室を設置していた場合は、村対策本部に切り替えるものとする。

③ 村対策本部の本部員及び関係職員の参集

村対策本部担当者は、村対策本部員及び関係職員に対し、連絡体制図に基づき、村対策本部に参集するよう連絡する。

④ 村対策本部の開設

村は、村防災対策会議室に村対策本部を開設するとともに、村対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

村長は、村対策本部を設置したときは、村議会に村対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

村は、村対策本部が被災した場合等村対策本部を役場庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり村対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位、第2順位など）。なお、事態の状況に応じ、村長の判断により当該順位を変更することを妨げるものではない。

【予備施設の指定】

- ・ 千歳平地区公民館

また、村区域外への避難が必要で、村の区域内に村対策本部を設置することができない場合には、知事と村対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

村長は、村が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、村における国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場

合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

2 村対策本部の組織構成及び機能

(1) 村対策本部の組織構成

① 村対策本部長、副本部長及び本部員

村対策本部の本部長は村長をもって充て、副本部長に副村長、教育長をもって充てる。

本部員は、北部上北広域事務組合消防本部消防長のほか、全課長、会計管理者、消防団長をもって充てる。

② 本部会議の設置

村対策本部に、村対策本部長、副本部長及び本部員をもって構成する本部会議を置く。本部会議は、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する重要事項を協議する。

本部会議は村対策本部長が主宰し、村対策本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。

本部会議を設置した場合、村対策本部長は、必要があると認めるときは、必要と認める者を、本部会議に出席させることができる。

また、村対策本部長は、必要に応じ、他の関係機関に対し連絡員等の派遣を要請する。

③ 対策本部事務局の設置

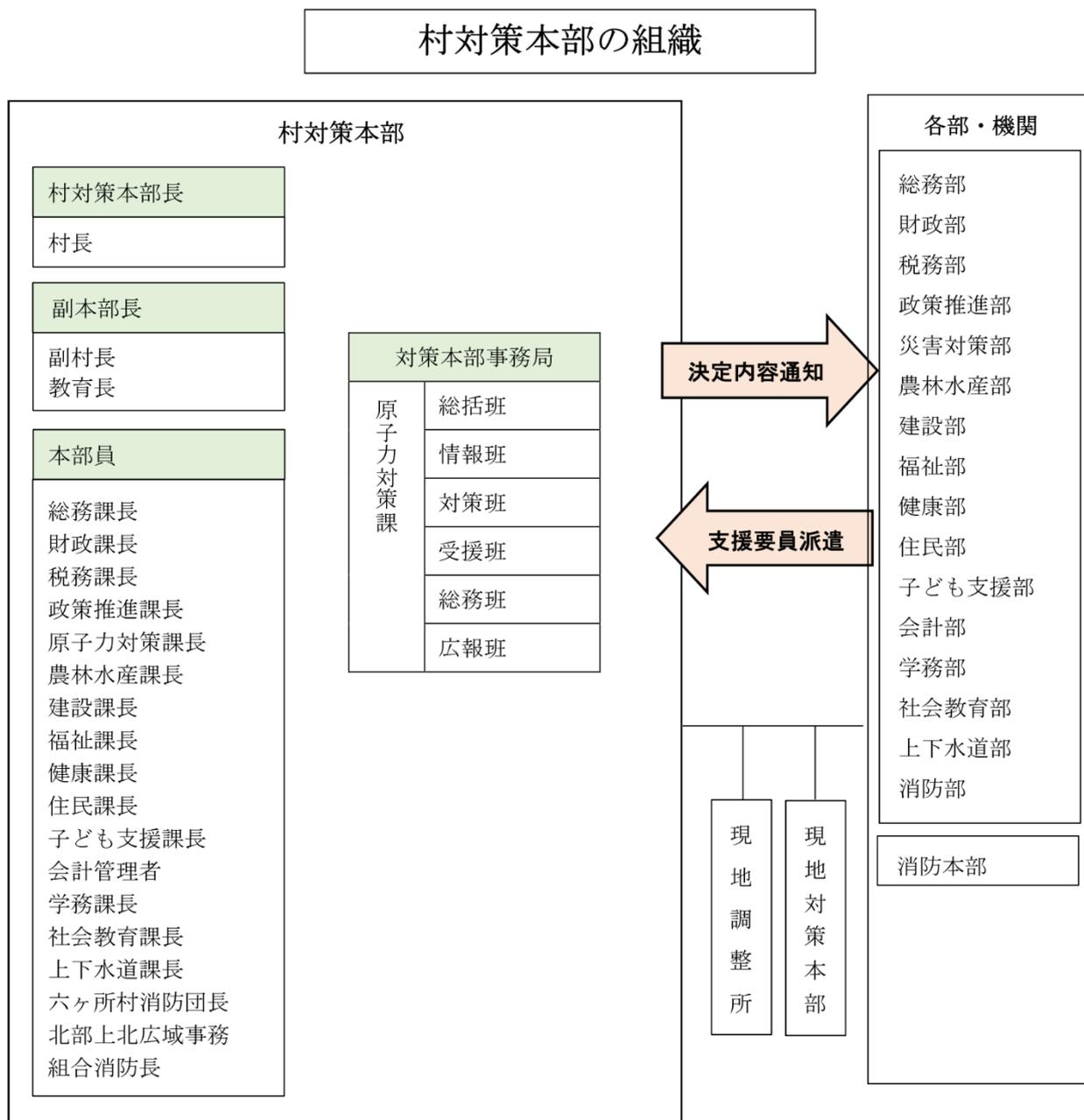
村対策本部に、村対策本部長の意思決定を補佐するため、原子力対策課職員による対策本部事務局を置き、下表に掲げる機能を有する班を置く。

なお、必要に応じ、他課に職員を要請し、体制の強化を図る。

対策本部事務局の機能	
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村対策本部会議の運営に関する事項 ・ 収集した情報を踏まえた対策の目標及び対応方針に関する事項 ・ 村対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約及び国、県、他の市町村等関係機関への報告又は連絡 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他収集を依頼された情報 ・ 村対策本部の活動状況や実施した国民保護措置又は緊急対処保護措置等の記録 ・ 通信回線や通信機器の確保
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村が行う国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する調整 ・ 県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項

受援班	・他の市町村等、県、国への応援要請及び受入等広域応援に関する事項
総務班	・村対策本部員や職員のローテーション管理 ・村対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 ・村対策本部会議の開催支援（会場設営、資料印刷等）
広報班	・被災状況や村対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動

【村対策本部の組織構成及び各組織の機能】



※ 村対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室等において措置を実施するものとする（村対策本部には、各部課室等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

(2) 各部等の業務

村対策本部の各部等の業務は次のとおりとする。

所管部名	事務分担
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 村民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 3 防災行政用無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関する事 4 災害の取材（写真を含む）に関する事 5 職員の非常招集及び配置に関する事 6 諸団体への協力要請及びその動員に関する事 7 資機材（発電機・暖房器具等）の確保に関する事 8 ボランティアの受け入れに関する事 9 各部の実施事項の応援に関する事 10 他の部に属さない事項に関する事 11 総務部の所管する施設の復旧に関する事 12 その他総務部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
財政部	<ol style="list-style-type: none"> 1 財政部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 車両等の確保及び配車に関する事 3 燃料の調達及び確保に関する事 4 資金運営計画に関する事 5 財政部の所管する施設の復旧に関する事 6 各部の実施事項の応援に関する事 7 その他財政部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
税務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 税務課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 武力攻撃災害における災害に係る税の減免に関する事 3 各部の実施事項の応援に関する事 4 その他税務部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
政策推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 政策推進部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 避難住民に対する食料・日用品の確保及び避難所への輸送に関する事 3 観光施設等の安全対策に関する事 4 観光客に対する避難情報の提供等に関する事 5 被災者への就労のあっせんに関する事 6 政策推進部の所管する施設の復旧に関する事 7 外国人に対する情報提供等の支援に関する事 8 各部の実施事項の応援に関する事 9 その他政策推進部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
災害対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 村国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の運営及び統括に関する事 2 村国民保護協議会に関する事 3 本部長の命令及び指示の伝達に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 4 自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）要請の求めに関する事 5 被災情報・安否情報の総括整理に関する事 6 職員の派遣の要請及びあっせんの手続に関する事 7 特殊標章等の交付等に関する事 8 避難実施要領の策定に関する事 9 物資及び資材の備蓄等に関する事 10 武力攻撃原子力災害又は緊急対処事態における攻撃による原子力災害に関する事 11 消防団及び自主防災組織に関する事 12 関係機関との協定に基づく対応の総括に関する事 13 災害対策部の所管する施設の復旧に関する事 14 その他災害対策部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林水産部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 農林水産部の所管する施設の復旧に関する事 3 各部の実施事項の応援に関する事 4 その他農林水産部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
建設部	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 道路交通の確保に関する事 3 交通不能箇所の調査及びその対策に関する事 4 応急仮設住宅に関する事 5 建設部の所管する施設の復旧に関する事 6 各部の実施事項の応援に関する事 7 その他建設部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 避難施設の運営に関する事 3 安否情報の収集に関する事 4 炊き出し、その他食品の給与に関する事 5 被服、寝具その他生活必需品の給与に関する事 6 被災者の生活相談、援護等に関する事 7 救援物資の受領、保管及び配分に関する事 8 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 9 廃棄物処理に関する事 10 福祉部の所管する施設の復旧に関する事 11 各部の実施事項の応援に関する事 12 その他福祉部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
健康部	<ul style="list-style-type: none"> 1 健康部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 医療関係機関等との連絡調整に関する事 3 負傷者の把握に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 4 救護所の開設に関する事 5 医療、医薬品等の供給に関する事 6 応急防疫等に関する事 7 死体の処理（埋火葬を除く）に関する事 8 健康部の所管する施設の復旧に関する事 9 各部の実施事項の応援に関する事 10 その他健康部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
住民部	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 埋火葬の証明に関する事 3 各部の実施事項の応援に関する事 4 その他住民部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
子ども支援部	<ul style="list-style-type: none"> 1 子ども支援部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 乳幼児の安全対策に関する事 3 子ども支援部の所管する施設の復旧に関する事 4 各部の実施事項の応援に関する事 5 その他子ども支援部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
会計部	<ul style="list-style-type: none"> 1 会計部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 各部の実施事項の応援に関する事 3 その他会計部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> 1 上下水道部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 断水時の広報に関する事 3 飲料水の確保に関する事 4 し尿処理に関する事 5 上下水道部の所管する施設の復旧に関する事 6 各部の実施事項の応援に関する事 7 その他上下水道部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
学務部	<ul style="list-style-type: none"> 1 学務部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 教職員の非常参集に関する事 3 罹災児童生徒等の調査に関する事 4 児童生徒の安全確保に関する事 5 給食の確保に関する事 6 学務部の所管する施設の復旧に関する事 7 各部の実施事項の応援に関する事 8 その他学務部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
社会教育部	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 文化財の保護に関する事 3 社会教育部の所管する施設の復旧に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 4 各部の実施事項の応援に関する事 5 その他社会教育部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
消防部	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集に関する事 2 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する事 3 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の拡大防止に関する事 4 警報等の内容の伝達に関する事 5 村民の避難誘導等に関する事 6 その他消防部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事

【消防機関の業務】

所管部名	事 務 分 担
北部上北広域事務組合 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集に関する事。 2 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する事。 3 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の拡大防止に関する事。 4 警報等の内容の伝達に関する事。 5 村民の避難誘導に関する事。 6 その他北部上北広域事務組合消防本部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事。

(3) 村対策本部における広報等

村は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、村対策本部における広報広聴体制を整備する。

【村対策本部における広報広聴体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等又は緊急処理事態において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 村対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、村長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報広聴体制を構築すること。

※ 報道機関一覧は、資料編へ掲載する

(4) 村現地対策本部の設置

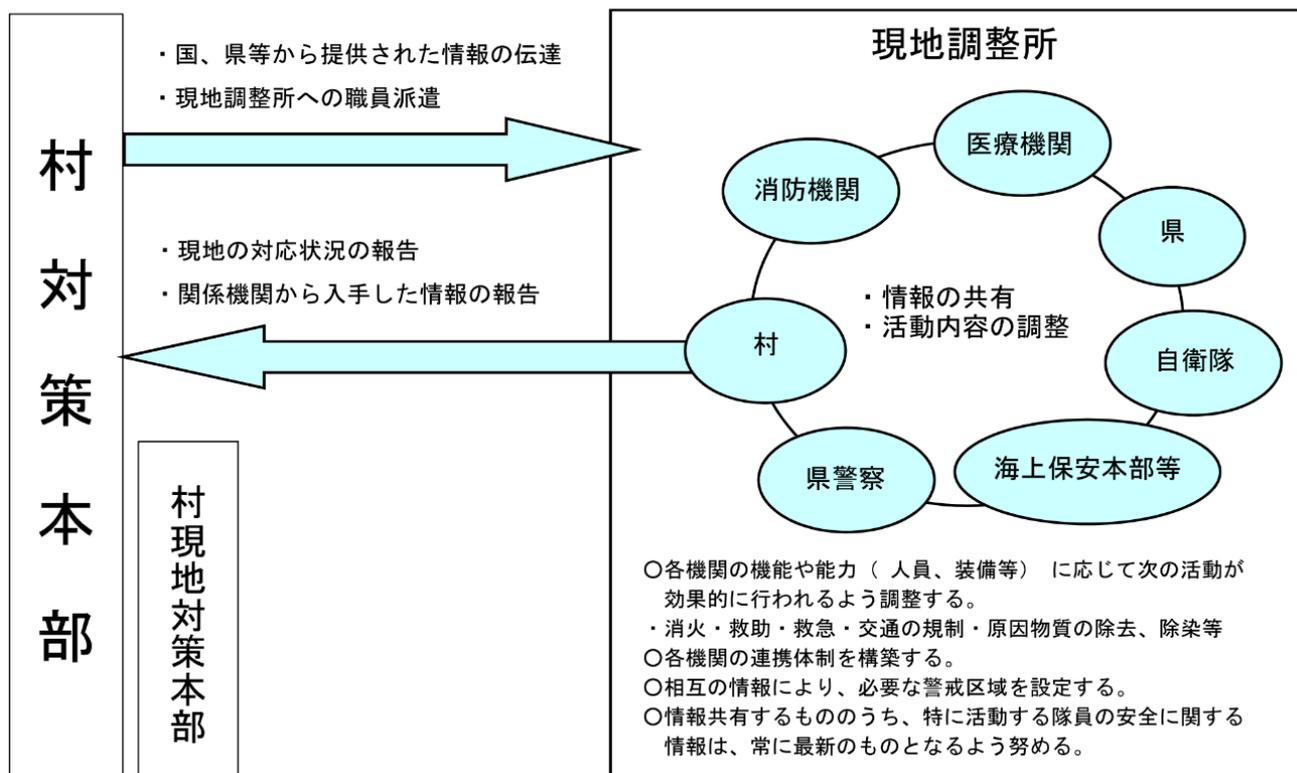
村長は、被災現地における国民保護措置又は緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、村対策本部の事務の一部を行うため、村現地対策本部を設置する。

村現地対策本部長や村現地対策本部員は、村対策副本部長、村対策本部員その他の職員のうちから村対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

村長は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

現地調整所の組織編成



- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、村は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活

動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、村における国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する役割を担う村が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、村の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、村は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

3 村対策本部長の権限

村対策本部長は、その区域における国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置又は緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 村の区域内の国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する総合調整

村対策本部長は、村の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当村が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

村対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、村対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、村対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

村対策本部長は、県対策本部長に対し、村の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

村対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の対象となる関係機関に対し、村の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 村教育委員会に対する措置の実施の求め

村対策本部長は、村教育委員会に対し、村の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置

を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、村対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

4 村対策本部の廃止

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、村対策本部を廃止する。

また、村長は、村対策本部を廃止したときは、村議会に村対策本部を廃止した旨を連絡する。

5 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

村は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政用無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政用無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、村対策本部と村現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

村は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

村は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

村は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

村は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等又は緊急処理事態合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

村は、当村の区域における国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

村は、当村の区域における国民保護措置又は緊急対処保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 村長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を円滑に実施するため、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣（以下「国民保護等派遣」という。）が必要と判断する場合は、知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求める。

また、通信の途絶等により国民保護等派遣の要請の求めができない場合は、努めて村を担当区域とする青森地方協力本部長又は村の国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東北方面総監、海上自衛隊にあつては大湊地方総監、航空自衛隊にあつては北部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

なお、連絡を行う場合には、次の事項を明らかにするものとする。

- ① 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(2) 村長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、村対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求・事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 村長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- ③ 村が他の市町村に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、県の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、その内容について県の対策本部に連絡を行う。

(2) 県への応援の要求

村長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 村が、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、村は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、村長はその内容を速やかに村議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 村は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われな
ない場合などにおいて、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 村の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 村は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る事務の委託を受けた場合、村長は、所定の事項を村議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

村は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援

村は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

村は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等又は緊急処理事態の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、村は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県、村社会福祉協議会と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

村は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

村は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

村は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

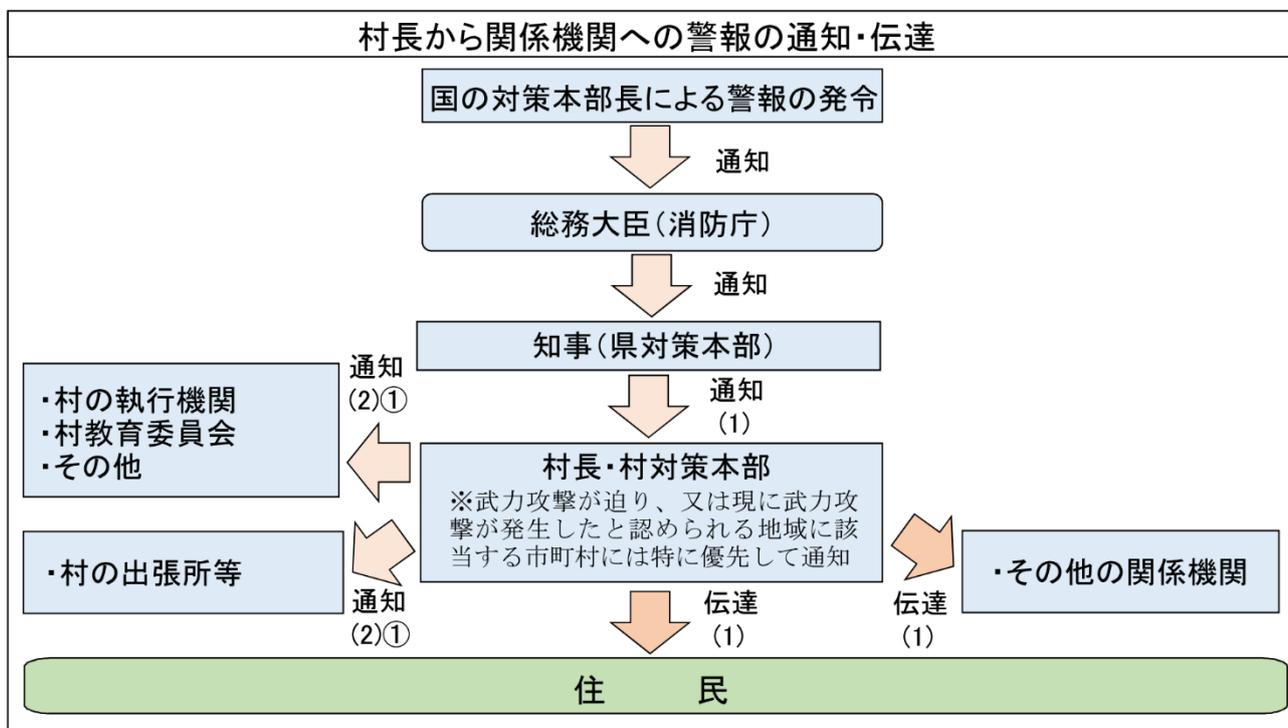
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

村は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 村は、当村の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、診療所、こども園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 村は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、村のホームページ（<http://www.rokkasho.jp/>）に警報の内容を掲載する



※ 村長は、ホームページに警報の内容を掲載

※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 武力攻撃事態等における警報の伝達

- ① 武力攻撃事態等における警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。村長は、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）と連携している情報伝達手段等により原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政用無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政用無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、村長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政用無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- ② 村長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
この場合において、北部上北広域事務組合消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、村消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。
また、村は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- ③ 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災及び福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- ④ 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

(2) 緊急処理事態における警報の内容の伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、村は、緊急処理事態における警報については、その内容の通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、以下のとおり行う。

- ① 村長は、知事から警報の通知を受けたときは、国の対策本部長が定める警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じ、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達する。
この場合において、原則として、同報系防災行政用無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、緊急処理事態において警報が発令された事実等を周知するものとする。
- ② 村長は、その職員並びに北部上北広域事務組合消防本部消防長及び村消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。
この場合において、特に、避難行動要支援者に対する伝達に配慮するものとする。
- ③ 警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

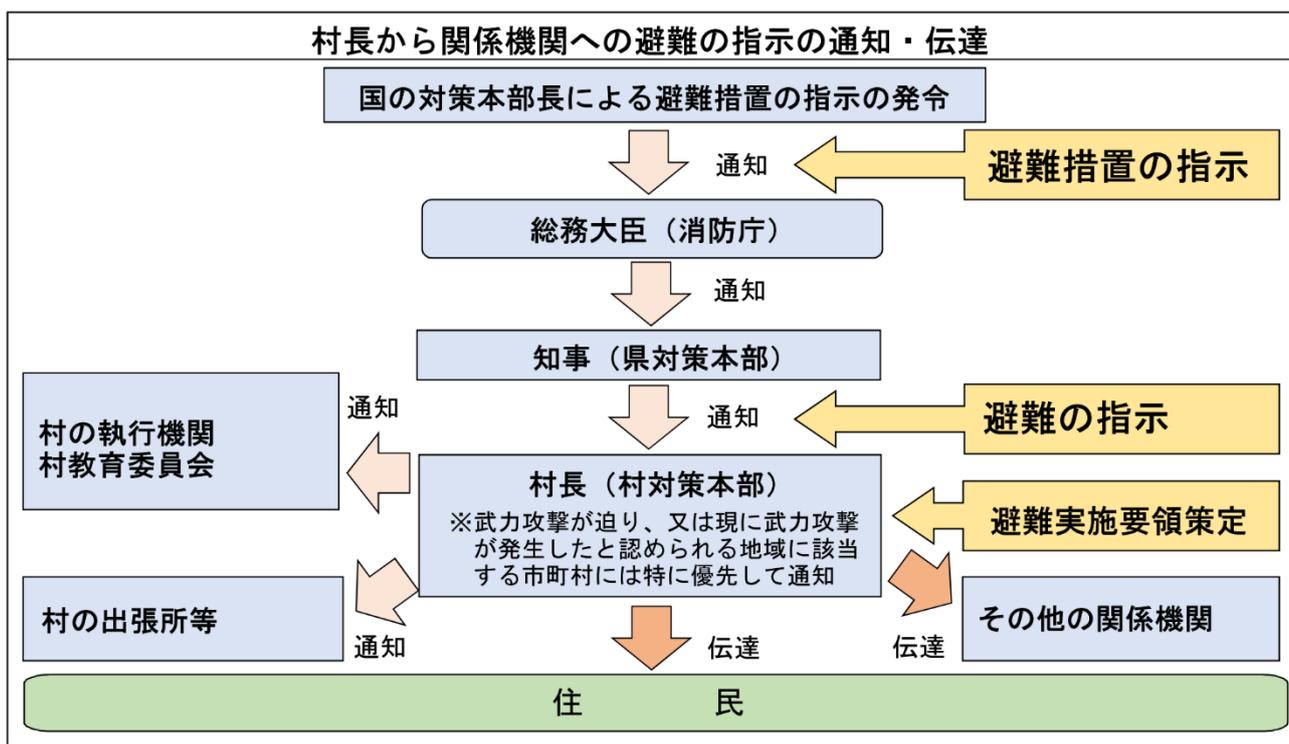
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

村は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。村が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 村長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 村長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。



※ 村長は、避難の指示後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の留意点について

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される村の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容にすることもありうる。

【県計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：各事業所及び自治会、町内会を避難の単位とする。)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：六ヶ所村大字A字B 1－1の六ヶ所村立C中学校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：一時集合場所：六ヶ所村大字E字F 1－1の六ヶ所村立G小学校グラウンドに〇〇日〇〇時までに集合する。集合に当たっては、徒歩又は自転車により行うものとし、要配慮者

の集合については自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間等

避難を開始する時間、集合時間や避難誘導の際の交通手段の出発時刻を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難を開始する時間○日 14時30分を目途に避難を開始する。)

(例：集合時間○日 15時までに集合する。)

(例：バスの発車時刻：○日 15時20分、15時40分、16時00分)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会、町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、要配慮者の所在を確認して避難を促す。)

(例：集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：G小学校に集合した後は、六ヶ所村職員の誘導に従って、主にバスで六ヶ所村立C中学校体育館に避難する。)

⑦ 市町村職員、消防職員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 要配慮者への対応

要配慮者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会、町内会など地域住民にも、民生委員等の福祉関係者との連携の下、村職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：村で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、水、食料、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、これらの支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○日○時に、避難住民に対して水、食料を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最小限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の水や食料、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、携帯電話

等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴等を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。）

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急時連絡先等

問題が発生した際の緊急時連絡先を記述する。

(例：緊急時連絡先：六ヶ所村対策本部 担当△山○男
TEL 0175-72-…… FAX 0175-72-……)

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点を考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)

⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、村長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、村長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、村の意見や関連する情報をまとめる。

緊急対処事態における政府による利用指針の調整への対応については、武力攻撃事態等にお

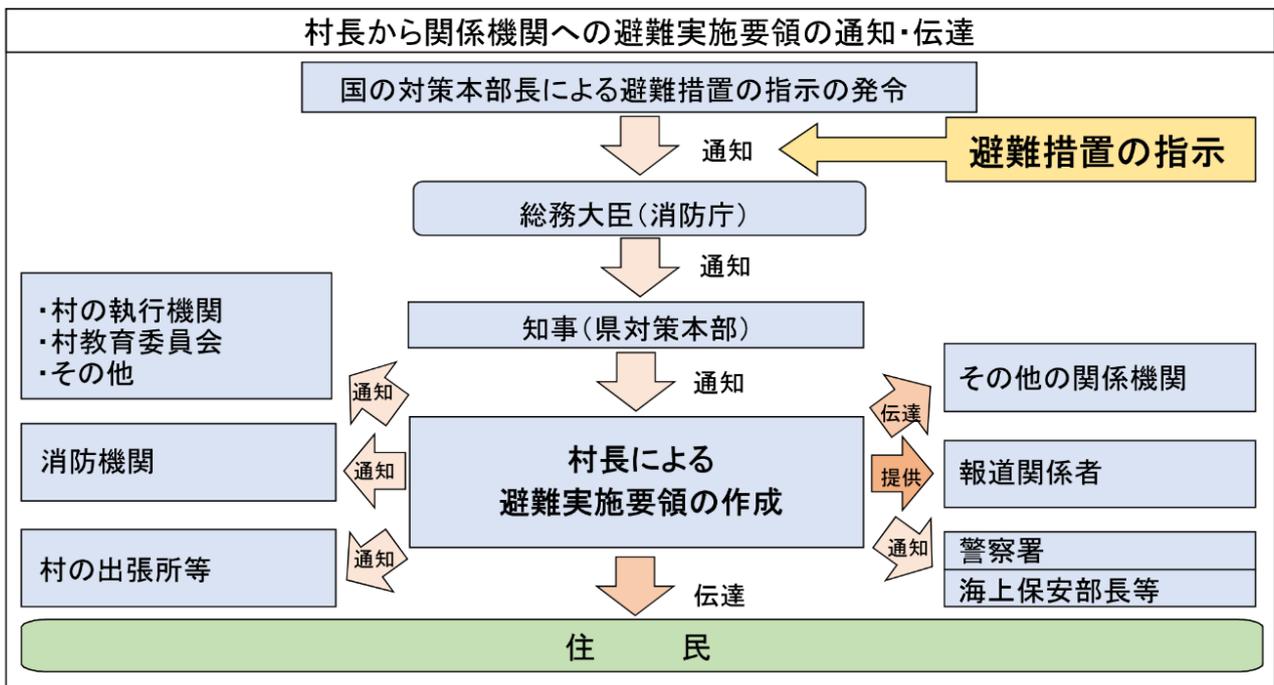
ける国の対策本部長による利用指針の調整への対応と同様とする。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

村長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、村長は、直ちに、その内容を村の他の執行機関、北部上北広域事務組合消防本部消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊青森地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、村長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 村長による避難住民の誘導

村長は、避難実施要領で定めるところにより、当村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、村長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライ

ト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

北部上北広域事務組合消防本部及び六ヶ所消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、村長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

村長は、北部上北広域事務組合の管理者等に対し、消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から当村の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、北部上北広域事務組合消防本部やその管理者等と十分な調整を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、北部上北広域事務組合消防本部又は六ヶ所消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

村長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当村の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

なお、村長は、警察署長等に対して警察官等による避難住民の誘導を要請した場合は、その旨を知事に通知するものとする。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、村長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、村長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

村長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

村長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図るとともに、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

村長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置又は緊急対処保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 要配慮者への配慮

村長は、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る）。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

村長は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

村長は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

・危険動物等の逸走対策

村長は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知を図るとともに、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

村長は、所有者等が行う要避難地域等において飼養され又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、相談・助言等の必要な措置を実施する。

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる村は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

村長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

村長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

村長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

村長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 事態の類型等に応じた留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要な場合の避難については、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻の場合には、国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とし、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、所要の検討を進めていくこととする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けるなどにより活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

当初は、「一時避難場所までの移動」とし、その後「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

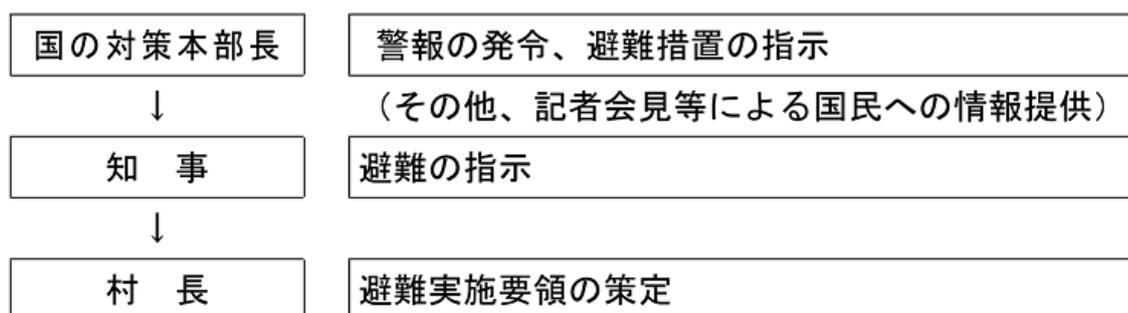
特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を意図することが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。
- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難の指示の内容を踏まえた避難実施要領の策定及び避難の誘導を行う。
- ③ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、村は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(4) 航空攻撃の場合

- ① 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置が広範囲に指示されることとなる。このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。
- ② その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、県からの避難の指示の内容を踏まえた避難実施要領を作成し、避難の誘導を行う。

(5) NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事の避難の指示の内容を踏まえつつ、村長は避難実施要領を作成し、避難の誘導を行うものとする。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

村長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 遺体の捜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

村長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

村長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、「避難住民の運送の求め」に準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

村長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

村長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

村長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、村対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

【参考 県計画に記載されている救援の内容】

3 救援の内容

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(1) 収容施設の供与

① 避難所

- 避難住民又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を収容する。
- 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。
- 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容する。また、長期避難住宅の設置が困難な場合には、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容する。
- 避難所の適切な運営管理を行うものとし、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体の長に対して協力を求める。
- 避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレを早期に設置するなど避難所の生活環境を確保する。また、避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保等に配慮する。
- 冬期間においては、避難施設における暖房等の需要が増大するため、暖房器具及び燃料等

の確保に努めるほか、避難所の積雪寒冷地仕様について配慮する。

- 避難所に対する物資の運搬等を円滑に行うことができるよう、道路管理者及び施設管理者と連携し、避難所周辺の除排雪について配慮する。
- ② 応急仮設住宅
 - 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により住宅が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。
 - 応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設する。
 - 応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国に資機材の調達について支援を求める。
 - 応急仮設住宅等の建設に当たっては、積雪寒冷地仕様に配慮するとともに、敷地内の除排雪スペースの確保に努める。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- 避難所に収容された者、武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により住宅に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により住宅に被害を受け避難する必要のある者に対して行う。
- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 被服、寝具及び身の回り品
 - イ 日用品
 - ウ 炊事用具及び食器
 - エ 光熱材料
- 救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法等を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等又は緊急対処事態においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。
- 県は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、国に物資の調達について支援を求める。

(4) 医療の提供及び助産

① 医療の提供

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。
- 医療の提供は、救護班において行うこととする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院、診療所又は施術所において行う。
- 医療の提供は、次の範囲内において行う。
 - ア 診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護
- 大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成し、派遣する。
- 避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する。この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておく。

② 助産

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により助産の途を失った者に対して行う。
- 助産は、次の範囲内において行う。
 - ア 分べんの介助
 - イ 分べん前及び分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(5) 被災者の捜索及び救出

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。
- 安全の確保に十分留意しつつ、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等が行う捜索救出活動との連携を図る。

(6) 埋葬及び火葬

- 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の際死亡した者について、遺体の応急的処理程度のものを行う。
- 埋葬及び火葬に係る救援は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内におい

て行う。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬

ウ 骨つぼ及び骨箱

- 遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- 県は、県警察及び海上保安部等と連携し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等を行う。
- 厚生労働省が、大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めることに留意する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、通信手段を失った者に対して行う。
- 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行う。

(8) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた住宅の応急修理

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により住宅が半壊し又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

(9) 学用品の給与

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、学用品を喪失し又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行う。
- 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品

(10) 遺体の捜索及び処理

- ① 遺体の捜索
- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに

被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

② 遺体の処理

- 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
- 次の範囲内において行う。
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検案

(11) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

4 救援の際の物資の売渡し要請等、土地等の使用等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

(1) 物資の売渡し要請等

- ① 知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具等）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。
- ② 知事は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡しの要請に応じないときは、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。
- ③ 知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずる。

知事は、特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など、県内で当該特定物資が十分に確保することができないときは、指定行政機関の長等に対して支援を要請する。

(2) 土地等の使用

- ① 知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」とい

う。)を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用する。

- ② 知事は、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに土地等の使用に同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用する。

(3) 公用令書の交付

知事は、特定物資の収用、特定物資の保管命令及び土地等の使用については、それぞれ公用令書を交付して行う。ただし、土地等の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合等にあつては、事後に交付する。

○ 事後に交付する場合

ア 土地の使用：公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合

イ 家屋又は物資の使用：使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交付した場合（当該占有者が所有者と異なる場合に限る。）において、所有者の所在が不明である場合

ウ 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知した場合

(4) 立入検査等

① 知事は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させる。

② 知事は、特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させる。

③ 立入検査を行う職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

5 医療の実施の要請等

(1) 医療の実施の要請

知事は、大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請する。

(2) 医療の実施の指示

知事は、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示する。この場合においては、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示す。

(3) 医療関係者の安全確保

知事は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

6 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃等原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、以下に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃等原子力災害の場合の医療活動

県は、内閣総理大臣から要請があった場合は、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、被ばく医療活動を行う。

また、内閣総理大臣により、被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、連携した医療活動を行う。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

① 県は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、感染症指定医療機関等への搬送及び入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図る。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずる。

② 県は、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を行うよう努める。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

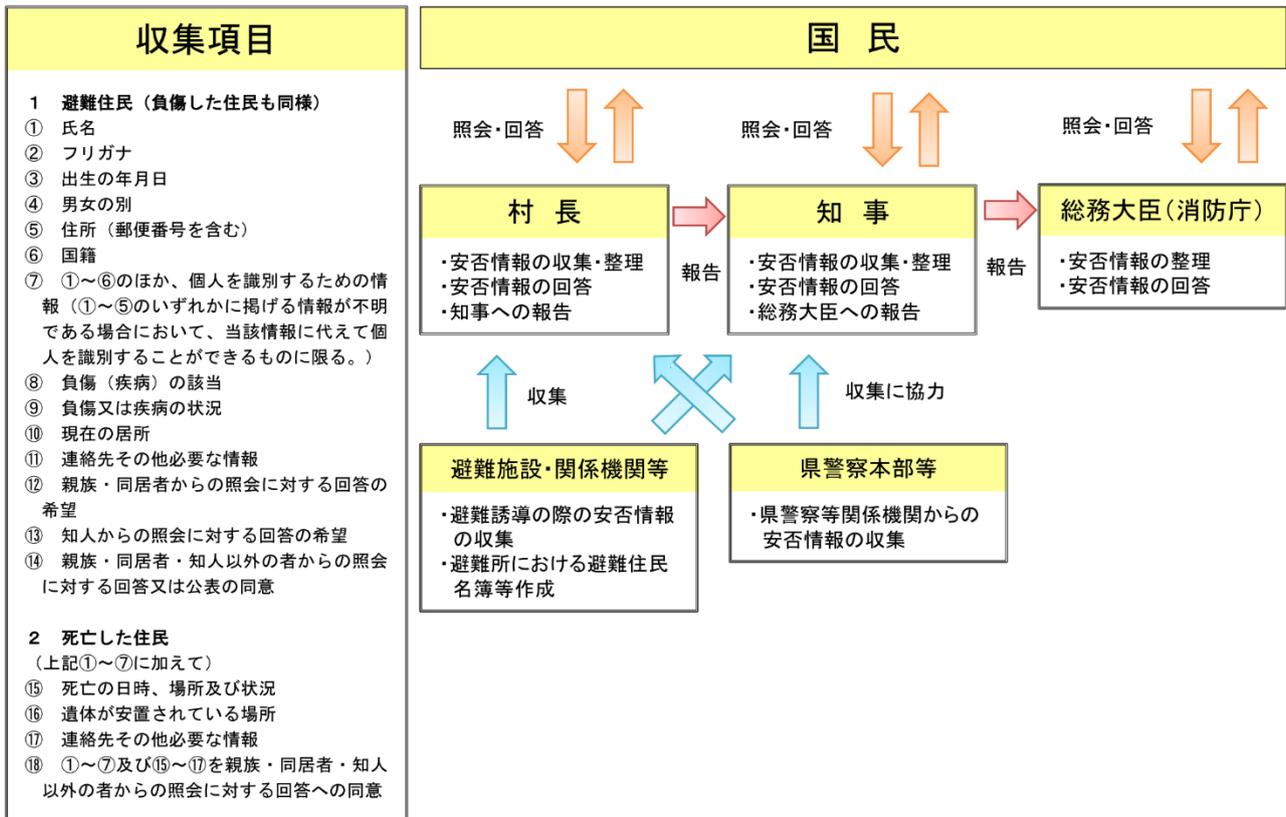
県警察、消防機関は、化学剤による攻撃が発生した場合には、防護服を着用するなど安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努める。

県は、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を行うよう努める。

第6章 安否情報の収集・提供

村は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

村は、当村の区域内に存する避難施設若しくは医療機関に收容され、又は入院している避難住民等について、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとする。

この場合において、村長は避難住民の誘導の際に、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を円滑に行う。

また、村の他の執行機関は、その保有する安否情報を積極的に村長に提供するなど、村長が行う安否情報の収集に協力する。

(2) 安否情報収集の協力要請

村は、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

村は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

村は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【様式は、資料編に掲載（安否情報省令 様式第3号）】

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 村は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、村対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として村対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどにより照会を行うことができるものとする。
- ③ 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに、安否情報照会書に記載されている氏名及び住所等と同一の氏名及び住所等が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、住民基本台帳カード等であって本人であることを確認するに足りるものの提示・提出を求めるものとする。また、窓口における書面の提出による照会以外の場合であっても、同様に、必要な事項を明らかにさせるものとし、窓口における書面の提出による照会以外の場合ややむを得ない理由によりこれらの運転免許証等の提示・提出をできない場合には、住所地市区町村に問い合わせることにより本人確認を行うものとする。

【様式は、資料編に掲載（安否情報省令 様式第4号）】

(2) 安否情報の回答

- ① 村は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 村は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、安否情報は個人情報であることにかんがみ、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

村は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)及び(3)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

【様式は、資料編に掲載（安否情報省令 様式第5号）】

第7章 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処

第1 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処

村は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処

村長は、国や県等の関係機関と協力して、当村の区域に係る武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

村長は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃又は緊急処理事態における攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置又は緊急対処保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、村長が武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

村は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の兆候の通報

(1) 村長への通報

北部上北広域事務組合消防本部の消防吏員は、武力攻撃又は緊急処理事態における攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を村長に通報する。

(2) 知事への通知

村長は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

村は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

村長は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※ 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、村長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「六ヶ所村〇〇、△△、□□」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- 「六ヶ所村〇〇、△△、□□」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※ 屋内退避の指示について

村長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 村は、退避の指示を行ったときは、村防災行政用無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行うとともに、直ちに、その旨を公示する。

- ② 村長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 村長は、退避の指示を住民に伝達する村の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や村で把握した武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 村の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、村長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 村長は、退避の指示を行う村の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

村長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 村長は、警戒区域の設定に際しては、村対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 村長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置を講ずる者以外の

者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 村長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

村長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 村長の事前措置

村長は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

村長は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 村が行う措置

村長は、消防機関による武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等又は緊急処理事態における攻撃や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害から住民を保護するため、消防

団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、北部上北広域事務組合消防本部及び六ヶ所消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処を行うとともに、消防団は、北部上北広域事務組合消防本部消防長又は六ヶ所消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

村長は、当村の区域を管轄する消防機関の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長等に対し、青森県消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

村長等は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

村長等は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

村長は、他の被災市町村の長等から青森県消防相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、北部上北広域事務組合消防本部消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

村長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 村長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよ

う、国対策本部及び県対策本部からの情報を村対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② その際、村長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、村対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 村長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、北部上北広域事務組合消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 村長、北部上北広域事務組合消防本部消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

村は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した村の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

村は、村対策本部を設置した場合においては、村内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 村が管理する施設の安全の確保

村長は、村が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、村長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の村が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、村は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

村長は、危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と村対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について村長が命ずることができる対象及び措置

① 対象

ア 消防本部等所在町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在町村の区域のみに設置され

る移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

- イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

② 措置

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

村長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、村長は、(2)②のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生防止

村は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

村は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「村地域防災計画」という。）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

村は、村地域防災計画において対象としている原子力事業所が武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 村地域防災計画等に準じた措置の実施

村は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処は、原則として、村地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 村長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 村長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- ③ 村長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に下記の公示の内容を通知する。

【公示の内容】

- ア 武力攻撃等原子力災害の発生又は拡大を防止するための応急の対策を実施すべき区域
- イ 武力攻撃等原子力災害に係る事態の概要
- ウ 応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

- ④ 村長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

【応急対策の内容】

- ア 公示の内容その他武力攻撃等原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- イ 放射線量の測定その他武力攻撃等原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃等原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- カ 緊急輸送の確保に関する事項
- キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ク その他武力攻撃等原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置に関する事項

(3) モニタリングの実施

村によるモニタリングの実施については、状況に応じ、村地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 住民の避難誘導

- ① 村長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 村長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 村は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 村は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(6) 国への措置命令の要請等

村長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するよう知事が要請するよう求める。

また、村長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう知事が要請するよう求める。

(7) 安定ヨウ素剤の服用

村長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、村地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

村長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、村地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 飲食物の摂取制限等

村長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、村地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 職員の安全の確保

村長又は北部上北広域事務組合の管理者は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

村は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

村長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

また、村は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

村は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

村長は、NBC攻撃が行われた場合は、村対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の

活動調整の円滑化を図るとともに、村長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

村は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

村は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、村の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染拡大防止のための措置

村長又は北部上北広域事務組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

対象物件等措置（国民保護法第108条）

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。

		・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

村長又は北部上北広域事務組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

村長又は北部上北広域事務組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的に収集するよう努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

村は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 村は、電話、村防災行政用無線その他の通信手段により、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 村は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 村は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
なお、県に対する報告に当たっては、青森県総合防災情報システムを活用する。
- (4) 村は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について第2編第1章第4の4に定める様式に従い（第一報の様式を用いて該当する情報を更新の上、報告することも可とする）、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、村長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。
【様式は、資料編に掲載（火災・災害等即報要領 第3号様式）】

第9章 保健衛生の確保その他の措置

村は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

村は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、村地域防災計画の定めに準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

村は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

村は、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

村は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 村は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

② 村は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 村は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

村は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 村は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 村は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 村は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）及び「青森県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月青森県）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 村は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

村は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態においては、生活関連物資等や水の安定的な供給等を実施する必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

村は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

村教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに村税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

村は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

村は、道路管理者として、当該道路を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

村は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

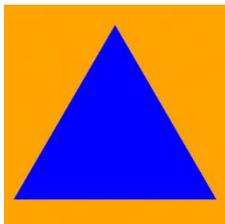
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面		裏面	
<p>（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余地）</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名 Name -----</p> <p>生年月日 Date of birth -----</p> <p>この証明書の所持者は、次の資料において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ追加的国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日 Date of issue ----- 交付権者の署名 Signatures of issuing authority -----</p> <p>有効期限の満了日 Date of expiry -----</p>		<p>身長 Height ----- 目の色 Eyes ----- 頭髮の色 Hair -----</p> <p>その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information:</p> <p>写真貼付の余地 PHOTO OF HOLDER</p> <p>国章 Stamp</p> <p>所持者の署名 Signatures of holder</p>	

（日本産業規格 A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

村長、北部上北広域事務組合消防本部消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成 17 年 10 月 27 日消防国第 3 0 号国民保護室長通知）を参考。）。

① 村長

- ・ 村の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 北部上北広域事務組合消防本部消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

村は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 村が管理する施設及び設備の緊急点検等

村は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

村は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生により、村防災行政用無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

村は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 村は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合には、村が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 村は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害からの復旧を行うこととし、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害からの復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、村は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害からの復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 村が管理する施設及び設備の復旧

村は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により村の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁等

村が国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置又は緊急対処保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用で村が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

村は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

村は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

村は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、村の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

六ヶ所村国民保護計画

平成19年 4月作成

令和 5年 2月変更

作成元 六ヶ所村 原子力対策課

〒039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 475

電話（代表）0175-72-2111 内線 333～336